

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと 角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

## 原告第4準備書面

令和6年1月29日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

(令和6年1月26日付け被告中央委員会準備書面(2)について)

### 一 はじめに

本準備書面は、弁論併合の関係から、その他の被告ら全員に対しても共通して主張するものである。

### 二 同1について

1(1) すべて争ふ。

(2) 被告が「原告の第2準備書面における主張として本件の争点に関係する」ものとして指摘した①ないし③は、原告第2準備書面が指摘した争点の一部のみを指摘してあるだけに過ぎない。

(3) 原告の被告中央委員会に対する主張は、原告第3準備書面で主張したものをすべて援用する。

2(1) 原告が、本件における主要な争点の前提としてゐるのは、裁判所法第3条第1項の「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」とあり、裁判所は「日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判」するとしてゐるにもかかわらず、「一切の法律上の争訟」を恣意的に制限し、部分社会論や統治行為論などによつて司法判断を行はない領域を恣意的に定める司法消極主義の運用が違憲であることを原告は主張してゐるのである。

- (2) 原告は、原告第 2 準備書面において、「部分社会論は、憲法上の根拠がなく、裁判所法第 3 条第 1 項の「一切の法律上の争訟」の範囲から法的根拠もなく除外してきた違憲違法の理論であつて、「一般市民法秩序」といふ論理を維持しえなくなつた。「一切」の法律上の争訟が司法審査の対象となるのであるから、「法律上」の争訟とは認識できない純粹に学術的なものや自由裁量の領域以外のすべては、司法審査の対象となるのである。」と主張したとほり、「一切の法律上の争訟」が除外されるものとしては、憲法上及び法律上の争訟とは認識されないものに限られるのである。
- (3) それは、憲法上で保障された思想の自由、表現の自由及び信教の自由を侵害する、思想の是非、表現内容の是非、宗教的教義の是非や、学問の自由を侵害する学術論争、科学的正当性の有無などの事項は憲法上の制約があるからである。
- (4) 従つて、それ以外の法律上の争訟は、すべて司法が判断しなければならないのであつて、本件に即して言へば、国及び地方公共団体の機関や団体の内部における法律上の争訟を司法判断から排除した判例は、それを「一部社会論」と命名するか否かは別として、裁判所法第 3 条第 1 項に違反する「違法判例」であり、憲法第 76 条第 3 項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とする規定に違反する「違憲判例」であるといふことである。

### 三 同 2 について

- 1 判例の存在とその説示内容については認め、その余はすべて争ふ。
- 2(1) 被告は、「昭和 63 年最判は部分社会という語を一切用いていない。」とするが、前述したとほり、「部分社会」の語を用ゐるか否かといふ形式論による一知半解の解釈論は意味をなさず、要するに、部分社会内における一切の法律上の争訟について、その内部処分が団体が定めた規約等の規範に抵触するか否かを判断することを違法が排除することの法律上、憲法上の根拠がない違憲違法の判例に他ならないのである。
- (2) 政党その他団体の自律性、自主性といふのは、その団体が規約等を定め、それによつて運営される自治を保障する意味であつて、その運営が自ら定めた規約等に違反する場合は、禁反言の法理に違反するものであるから、団体の自治の範囲を超える法律上の争訟なのであつて、それに司法権が及ばなければ、国家内での無法秩序を容認することになつて司法権の自殺になるからである。
- (3) また、さらに重要なことは、昭和 63 年最判は、「被上告人（共産党）は、自律的規範として党規約を有し、本件除名処分は右規約に則つてされたものといふことができ、右規約が公序良俗に反するなどの特段の事情のあることについて主張

立証もない本件においては、その手続には何らの違法もないというべきであるから、右除名処分は有効であるといわなければならない。」と説示してあるのであつて、党規約等が公序良俗に違反するとの主張立証がないことを前提に説示してあるだけであつて、被告らの党規約等は、党員の自由な発言や討議すらを一切許さない民主集中制といふ「独裁集中制」の党規約等であるから、その党規約等自体が公序良俗、条理及び適正手続の保障に違反して無効なのである。それゆゑ、それに基づいた除籍処分及びそれに至る適正手続の保障のない手続もまた公序良俗違反等であるから、本件除籍処分は違法無効なのである。

- (4) 令和2年最判が最高裁昭和35年10月19日判決を変更するといふ形であつたのは、いづれも地方議会の自律権の範囲に関する事案であつたためであつて、自律権の射程範囲が違法な行為まで容認する自由裁量までを含まないことを説示したのであるから、このことは、その他の機関及び団体の自律権、自主権についても同じ判断でなければ、法の下での平等に反することになるのであり、一部社会論が根底から破綻したことを示してあるのである。

#### 四 同3について

##### 1 すべて争ふ。

- 2(1) 被告は、その余の被告らと同様に、「東京地裁平成23年7月6日判決が、政党助成法・政党法人法・一般社団法人法の制定後の判決であるが、昭和63年最判を引用して除名処分が一般市民法秩序と直接の関係のない内部問題について裁判所の審査権が及ばないとしたことを指摘している。」としてある。
- (2) しかし、この東京地方裁判所平成23年7月6日判決(判タ1380号243頁。以下「平成23年判決」といふ。)は、昭和63年最判を踏襲して、「政党が党員に対してした除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばない。他方、除名処分が一般市民法秩序に係る権利利益を侵害する場合であっても、当該処分の当否は、当該政党の自主的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、その規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続にのっとりなされたか否かによって決すべきであり、審理もその点に限られる。」としたものの、「このことは、政党助成法が制定されたことによって影響を受けるものではない。」と説示してある。
- (3) つまり、平成23年判決は、平成6年に「政党助成法」(平成6年法律第5号)及び「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」(平成6年法律第106号。以下「政党法人法」といふ。)が制定され、平成18年には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。

以下「一般法人法」といふ。)が制定され、これに伴つて、政党法人法の改正がなされたことについて、政党助成法に限定した判断であり、政党法人法及び一般法人法に関する判断をしてゐない。

- (4) 平成 23 年判決の事案においては、同事件の原告が被告政党（民主党）には政党助成法の適用があり、政党交付金を受けてゐることを主張したに留まり、法人格の付与と、一般法人法第 78 条の準用により、対外的に損害賠償義務を負担することになったために、「一般市民法秩序と直接の関係」が生じてゐることの主張がなかつた。従つて、訴訟における弁論主義の制約によつて、この点が判断がされなかつただけであつて、昭和 63 年最判及び平成 23 年判決を本件にこれをそのまま適用することは到底できないのである。
- (5) つまり、昭和 63 年最判の後に、平成 6 年の政党法人法によつて自民党などの政党交付金を受ける政党に法人格が付与され、平成 18 年の一般法人法の制定に伴つて、政党法人法第 8 条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 4 条及び第 78 条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正された。この一般法人法第 78 条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「党员」を含むものである。党员（構成員）を除外するとの規定もないので、当然に構成員（党员）を含むのである。
- (6) 憲法第 84 条について、平成 18 年 3 月 1 日最高裁判所大法廷判決（民集 60 卷 2 項 587 頁）は、「憲法 84 条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものであるべきである。」と判示した。すなはち、これは、一般に、法律による行政における法律の留保の範囲に関するものとされるが、判例は、行政作用のみであると限定してをらず、このことは同じ国家作用である裁判所の司法作用及び行政作用においても当然に適用があることを認めてゐるのである。それゆゑ、一般法人法第 78 条の「第三者」から、構成員（党员）を除外するためには、その旨の明文規定がなければならないのである。
- (7) 従つて、これにより共産党と党员である原告との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められるに至つたのである。

## 五 同 4 について

- 1 被告らは、挙つて同じ認否をするが、原告第 2 準備書面の第三には、歴史的事実

としての公知の事実が含まれてをり、これらは不要証事実である。

- 2 従つて、被告らがこれらを「認否の限りでない。」とか「認否する必要を認めない」としたところで、自白したと同じことになるのである。

## 六 同5について

### 1 すべて争ふ。

- 2(1) 共産党が国会での議決に賛成した暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）の内容及び同法第31条の2及び同法第31条の3の追加改正の内容によれば、指定暴力団の組織構造は、形式的には別団体と呼称してゐても、実質的には一体の組織として一次組織、二次組織、三次組織等々の階層構造となつてをり、不可分一体の団体として運用されてゐるとして、同法第3条の指定により全く組織まですべての組織に指定の効力があるとされてゐる。その運用について、共産党は何ら異議も述べてゐないのである。
- (2) この指定暴力団と政党法人法の適用団体である被告らとは、組織系列の実態において同質性があり、被告らに暴対法第31条の2及び同法第31条の3の類推適用がなされても当然である。
- (3) 暴対法は、暴力団を「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」（第2条第2号）と定義し、「名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようになるため、当該暴力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められること。」と同法第3条の指定の要件の一つとしてゐる。
- (4) 暴力団は、一般の団体のやうな積極的な明確な「事業」がなくても、その事業性を肯定し、同法第31条の3による民法第715条の使用者責任を認めてゐるのである。
- (5) 従つて、共産党のやうに、「革命」を遂行する積極的な事業目的を掲げる団体においては、事業性が認められ、被告らの組織の上下関係の一体性から、使用者と被使用者との関係と同様の支配・従属関係も認められるので、当然に暴対法の類推適用によつて民法第715条の使用者責任の類推適用がなされるのである。